

◎開議の宣告

○佐々木喜一 副議長 議長が欠席しておりますので、副議長が議事の進行を行います。

18番高安進一議員から欠席する旨の届け出がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○佐々木喜一 副議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により質問は順番をもって許可いたします。

---

◇ 齋 藤 光 司 議員

○佐々木喜一 副議長 16番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

○16番（齋藤光司議員） おはようございます。会派あさひの齋藤光司です。

きょうから、この一般質問も70分が60分に、旧町時代120分が2分の1になってしまった。なぜか無性に寂しい気持ちであります。やる前からやる気がなえる部分がありますが、まずは気を取り直して元気に頑張ってまいりますので、何とぞよろしく願いをいたします。

今回は、3点を通告しております。

1点目、県の平鹿振興局発注工事の談合疑惑についてであります。

「ああ、やってしまったか」、最初にこのことに関する記事を見たときに思ったことであります。

現職大臣の自殺というショッキングな事件の背景にも、緑資源機構の官制談合ということが見え隠れしていましたし、今、世論は談合という言葉に過敏に反応することが自分も含め否認しません。談合は、悪いことでありますし、決してあつてはいけないことであります。

しかし、先月24日の県の農林水産部の入札審査会の結論には大きな異議があります。まずは、今回の件は、我々が仕入れた地元紙の報道によると、談合情報は開札日前日の5月14日に寄せられ、横手市内3カ所の12工区のうち、6工区について事前の談合で落札業者が決まっているとして、工区ごとに業者名を上げたほか、平鹿建設業協会が主体となって行われているとした。結果として、6件とも情報どおりだったために、落札決定を保留。5月24日、平鹿振興局による事情聴取や各業者が提出をした見積内訳明細書精査の結果をもとに審議をしたとあります。

その結果、1、聴取・聞き取りに対して全業者と協会が談合を否定した。

2、見積内訳明細書の精査でも他社の写しなどを提出した形跡など、不自然さは見られなかった。

以上からして、談合の認定には至らなかった。

ここまでは完璧にシロであります。

しかしながら、20社以上が参加したすべてで事前情報どおりの業者が最低額で入札したことを重視、疑いは払拭できない、そう結論づけ、結果として、横手市の一般土木A級の26業者を除外して、再入札を実施し、昨日その入札の開札があったと聞いております。

私は、この再入札に関して、当市のA級土木業者26業者すべてを排斥したことが、私はシロだと確信をしておりますが、県当局が言うとおりの灰色としても、結果としてこのことによってクロにしてしまった。刑事訴訟法では、疑わしきは罰せずの原則があります。今の裁判は、証拠の積み上げによってクロシロが決定いたします。証明できなければ無実ではないか。そういう強い思いの中で、以下2点を質問させていただきます。

1、今回の経過と見通し、それを踏まえて市の入札制度の中でのとらえ方、市経済に与える影響等々、市としての考え方と影響をお伺いいたします。

2、私見であります。県の報道されている限りの決定事項は一見合理的ではありますが、根本部分で違和感を覚えます。今回の工事部分が横手市であること、市また市民の一部負担もある中で、密告匿名という手法で、そのことに関して結果からして疑いが払拭できない、それだけの理由で当市の26業者全体を排斥するというのはどうしても納得がいきません。

当横手市、また横手市建設業界の名誉のためにも、市としての擁護の声が上がって当然だと思いますが、市としての考え方、行動をお伺いいたします。

2点目、国保税の格差についてであります。

横手市の19年度の医療分としての1人当たりの保険税は6万2,590円です。地元紙の報道によりますと全国で最も高い北海道の羅臼町が11万8,273円、最も低い沖縄県粟国村の2万4,736円と比較して、4.8倍もの格差がある現状であります。また、県内でも大瀨村が全国で14位の10万5,286円で最も高く、最も低い藤里町の4万9,832円とは約2.1倍の差があります。

同じ制度の中で、全国格差が4.8倍、県内格差が2.1倍というこの国保という制度、昨日の上田議員の指摘、また市長の答弁のとおり、国民皆保険制度が今やがけっ縁であり、制度上の欠陥があることの証明であり、私も公的医療保険の一元化を一刻も早く実現することを強く要望する一人です。

しかしながら、今はその欠陥がある制度の中で、いかに横手として国保を守り、育てるかを論じることが当議会の使命であり、市民から望まれていることだと信じ、その中で、現在、横手の置かれている国保が、ほかの団体と比較検討することで、その第一歩が始まるという思いから、次の2点を質問させていただきます。

1、国保税の全国格差、県内格差が新聞報道され、市民の間で話題になっているが、当市の現状は他市と比較してどうなっているのか。また、そのことの起因・原因をどう分析をし、対策をとろうとなっているのか、お伺いをいたします。

2、当市の国保税軽減のためにどのような取り組みが今なされているのか、またその有効性をどのよ

うに検証なされているのか、そして、そのことによる結果を実際に当市では、昨年度と比べて今年度の事業の中でどう生かされているのか、具体的にお伺いをいたします。

3点目、在宅介護を進めるための施策についてお伺いをいたします。

当市で現在特老への申し込みが650名、その中で現在老健ホーム、グループホーム等入居者を差し引くと約220名、この方々は現在特老待機者として真水の数である、そう聞いております。当市では、昨年度から雄水苑、白寿園と50床の特老のベッドが増床になったわけでありましたが、白寿園の20床で3億1,500万円、雄水苑の30床で4億6,100万円。1つのベッドの増床が約1,500万円強かかる中、公的に特老を建設して市民の要求にすべてこたえるということが可能かどうか。

また、施設に入れたことが宝くじが当たったようにありがたいがられる風潮の中で、果たして1つのベッドと1つの施設の世界の中だけで過ごす人生の終末が横手市民としての幸せにかなうだろうか、もろもろの点を考え抜いても、我が市の介護の方向性として、在宅介護を進めていくことこそがその解決策としては近道なのではないだろうかということをごころは確信にも似た気持ちで考えております。

それを踏まえて、以下3点の質問をさせていただきます。

1、今の介護保険制度の中身、また当市の市民の所得水準の中で払える保険料の中では、これ以上の施設設置型の当市の介護施策には今限界が見えていると思うが、市としての考え方とこれからの進め方をまずはお伺いいたします。

2、介護用品支給事業の所得制限は、対象者の数からしても当市の在宅介護を進めるためには一種の障壁になっているのではないかという思いがありますが、このことに関しての市の考えと方向性をお伺いいたします。

3、今の介護保険法の中では、寝たきりを含む介護認定を受けた親を、今ついている仕事をやめて一生懸命介護をしても、家としての所得が保障されないシステムになっております。そのことに対する一助として、ア、親を看取るという覚悟のある子供あるいは嫁さんに介護保険の支払い対象となり得る資格を取らせる。

イ、資格を取ったその希望者を市の介護指定業者、その非常勤の職員として登録をする。

ウ、自分の親あるいは縁者が介護認定を受けて介護サービスを受けるときに、その施設から職員として派遣をされ、そのサービスにその施設から給与をもらう。

乱暴な記述であります、このようなことが可能かどうか。また、問題があったとしてもクリアできないものかどうか。また、これ以外にも上記のことに有効な手法がないのか。プロの目でどうか、お伺いをいたします。

以上、大きく3点お尋ねをし、檀上からの質問とさせていただきますが、再質問の用意と覚悟をしておりますので、ご配慮のほどをよろしくお願ひいたします。ご清聴ありがとうございました。

○佐々木喜一 副議長 答弁を求めます。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目からお答えを申し上げたいと思いますが、県の平鹿地域振興局発注工事の談合疑惑についてでございます。

議員から、るる経過のお知らせがあったところでございまして、私の方から今更申し上げる部分は、事実関係においては何も無いわけでありましたが、昨日実施したというような記事を読んだところでございます。

県は、いずれこの件については公正取引委員会に報告しておりまして、今後は公正取引委員会による調査が行われるのではないかなと思っております、事が県の入札にかかわることでございますので、直接申し上げることは差し控えさせていただきます。

市の経済に与える影響については、現時点は判然としないところがございますので、これも今の段階でお答えできるすべはないというところでございます。

2つ目でございますが、談合疑惑の対象とされる業者を含みます横手市内のA業者でございますが、これについては、ほぼ同じ時期に市の入札をいたしてございまして、この入札経過のチェックをいたしました、談合の疑いを持つような状況ではなかったわけでございます。市としては今後の県や公取委の調査動向というのは見守る必要があるわけでありまして、現時点でこの26業者を排除する考えはないところであります。

2つ目に、国保税の格差についてお尋ねがございました。

用意いたしました資料を申し上げますと、全国平均は、統計によりますと、16年度の統計では7万7,991円でございます。県内においては、県平均が平成17年度6万3,836円、18年度が6万8,379円で、7.1%伸びているわけでありまして、当市におきましては、平成17年度5万4,211円、平成18年度5万9,375円で、9.5%伸びております。全国と比較しても相当低い税額とはなっておりますし、また県平均と比較いたしましても、18年度平均でございますが、額にして9,000円、13.2%少ない額でございます。

合併前の平成16年度、17年度の2カ年で、総額であります、6億3,000万円の財政調整基金が繰り入れられたこともございまして、課税額が低くなっておるといえるかなと思っております。平成17年度では、1人当たり繰入基金額が6,000円に相当してございまして、これとの県平均比較では3,000円ほど低い状況というふうになっております。これは平成17年度医療費の比較におきまして、県平均が38万4,544円、当市が35万4,187円となっておりまして、3万357円、7.9%低い状況であることが影響しているというふうにも考えているところでございます。

今さらでもありますが、ご承知のように国保税、これは医療機関の配置や健康づくりなどによる医療費の状況、課税所得の状況、調整交付金などの補助金、また国保税の収納率、繰越金の状況及び財政調整基金の繰り入れなど、保険者の置かれている状況によって大きく変わるわけでございます。このため、一律とならない現状があるということをご理解いただけるかなと思っております。

この項の2つ目に、国保税の格差について、お尋ねの中の2つ目でございますが、軽減のための取り組

みについてでございますが、国民健康保険の保険事業といたしましては、今年度も前年度同様に、節目健診の人間ドックと医療費通知の事業を行っております。また、医療費適正化対策の一環といたしまして、重複しての受診などに対しましては、国保連合会からのリストを活用し、健康相談、健診事後指導などの際に、保健所を通じて啓発活動を進めております。

ご承知のように、市では国保加入者に限らず、全市民を対象として老人保健法に基づく住民健診、健康指導、健康増進法に基づくがん検診などを実施して、市民の健康を守る対策を行っております。同時に、健康づくりの普及のため、健康の駅事業を全市に展開し進めているところであります。このような事業は、直ちに医療費の削減に効果が出るものではなく、継続して実施することが必要であると考えております。

平成18年度の一般医療費の状況は、前年度より1.61%の伸びを示しておりますが、全県平均では2.59%の増となっており、当市の伸び率は低い状況にあるということもご理解いただけるかと思っております。

さて、医療保険制度改正によりまして、平成20年度からは国保が保険者として特定健診、特定保健指導を実施することになります。今後は特定健診率の状況、保健指導による改善効果などが後期高齢者医療支援金の加減に影響しますので、その結果について検証が行われ、改善策を講ずることとなります。これまで以上に国保サイドが加入者の健康づくりに積極的にかかわることになるわけでありまして。

大きな3番目、在宅介護を進めるための施策についてお尋ねがございました。

まず、1点目でございますが、現在の第3期介護保険事業計画における介護保険料は、介護給付準備基金の取り崩しを行いまして、大幅な上昇を招かない額とした経緯がございます。施設の整備状況は、現在市内では特養10カ所、老健4カ所、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございまして、17カ所などがございます。今後とも国が強く推し進めております在宅重視の考え方をもとに、住みなれた地域で生活ができるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、必要性の高いサービス基盤の整備のため、今年度予算計上いたしておりますアンケート調査の結果なども踏まえ、介護保険運営協議会の場で、第4期に向けた事業計画を策定してまいります。

この項の2つ目に、介護用品支給事業の所得制限についてお尋ねがございました。この事業は、介護保険の要介護認定において、要介護3ないし5と判定された在宅の高齢者などを介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を購入できる支給券を支給するものであります。支給限度額は年額7万5,000円で、市民税非課税世帯に属する方がその支給要件となっております。

家族介護の経済的負担軽減の支援策として今後も必要な事業と考えておりますが、介護福祉事業につきましては、社会的に相互に支え合う趣旨のもとに実施されており、所得制限の緩和など事業の拡大は財政負担も考慮しながら慎重に検討をしているところであります。

この項の3つ目でございますけれども、大変ユニークなご提案があったわけでありまして、介護保険はご承知のように、所得を保障する制度ではありませんが、ご提案のありました職業としてヘルパー資格を取得し、介護保険のサービス事業所に登録して所得を得ることは可能でありまして、介護者が事業所

の職員としてみずからの家庭に派遣されることは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」という長いものがございまして、その第25条によりまして禁止をされております。

これ以外の有効な手法についてお尋ねであります。在宅介護者を介護から解放し社会全体で支えるという趣旨のもと、介護保険制度が平成12年度に創設され今日に至っていますが、現在市においては在宅介護者交流事業、介護教室など介護の技術向上と情報の共有を目的とした事業を行っていますし、国においても介護休暇の取得を促すなどの施策を進めています。日中は通所介護や訪問介護を利用したり、介護者の休養を兼ねて、定期的な短期入所や訪問入浴介護など、介護度に合ったサービスを組み合わせることなどの利用についても検討をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐々木喜一 副議長 16番齋藤光司議員。

○16番（齋藤光司議員） 1点目でありますけれども、やはり市長もなかなか県のことだということで非常に答えづらい、そういうところは私も理解はします。

しかしながら、今回のこの決定に当たって、先ほども申したとおりに26業者を排斥することによってクロだ、対外的に世間はみんなそう思ってしまった。そういう中で、経過として本当にクロなのか。2点の中で業者はやっていない、その証拠も上がらない、内容を見てもそうではない。そうするならば、26業者は我々の市の、それこそ企業であります。その職員は我々の市民であります。よく言うじゃないですか、「市民は子供、市長は親だ」。これからはやらせるんだから大丈夫です。子供が悪さをしたらけつを引っぱたいも直す。それは大事なことであります。しかし、つき押されて、あるいは誤って堰に落ちて流される。これはどうしても助けなければいけない、何としても助けなければいけない。

今回のことが、市に関しては26業者を排斥しない、こういうことをおっしゃられた。非常に安心をしておる。しかし、今回のことが後々の営業活動に足かせにならないように、その支援だけは十二分にやっていたきたい、頑張っていたきたい。その覚悟はあるのかどうか、それをお聞きします。

○佐々木喜一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 大変新しい考え方を教えていただきまして、ついぞ思ったことはない話であります。私から言わせれば、市民が主人でございまして、私は使用人でございますので、そういう意味では雇用主のことを思うのは使用人の務めという部分もあるわけでありまして、しかし、残念ながら公的な立場にあるということで、単純に民間の雇用契約に整うものではないわけでありまして、そういう意味ではどうやって主人にお仕えする気持ちと、それに公平性がどのように担保されたらいいのかということも、やはり悩まなければならない部分なのかなと思うわけでございます。

何遍も申し上げますが、県の入札において起こった事案でございまして、その詳細を知る立場にはない、新聞報道しかない中で、県が灰色という判断をしたということは、やはり私どもとしても重いだろうと思います。それを私どもがシロだとは何の根拠もなく言えるわけではない。いくら私どもの市内の業者であっても、それは私から言う立場ではないと思います。

私どもは肅々と、私どもの判断においてできる部分において適切な入札を実施する、これが私の務めではないかなと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○佐々木喜一 副議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） それこそだれかが信じてやらなければ、私はできない。市長も立場があるからやはりそのとおりだ。議員も立場がないから何も話さない、これではできない。やはり対外的な発信が必要だろう。市長はそう言うけれども、私は議員の立場としても、個人としてもシロだと信じておりますし、26業者の方々には大いに頑張っていたきたい。まずそのことを申し上げて、1点目の質問を終わります。

2点目であります。

今、今年度の保険料が全国的にも、それから県内的にも安い。非常に私は良かったなと思っています。本当に頑張っておられる。そう感じておりますけれども、今年度もそうでしょうけれども、基礎控除が所得税額で33万円未満の世帯が7,800、率にいたして39、また、100万円以下の世帯が1万1,900世帯、国保加入者の59%、6割の方がそういう状況の中で、国保料が県内的に全国的に安い、これは非常に助かることであります。

けども、裏を返せばこのぐらい所得の低い中でそのお金をとられる。これは税というからできないけれども、利用料も含めてなんですけれども、懐、そこから金を出すというのがやはり非常に難儀だ。その中でどうするか。去年の国保の中で、農業、商工業の活性化対策の取り組みを通じて所得の向上を図っていく、こういう答弁をもらった。しかし1年たって好転したか、社会的状況もある。さまざまなことで、当市だけでどうにもできない部分もいっぱいある。しかしながら、実際は好転しない。種はまいた、市長に関しても産業等の誘致・育成等、さまざまやっておられる。どうか早く芽を出させて早く育てていただきたい。そうでないとやはりこの根本的な解決のところができないだろう、そういう思いであります。その点をまず1つはお聞きいたします。

それから、もう一点であります。あとはかかる方であります。

やはり医者にかからなければ国保料は下がる。国保税は下げていいわけであります。しかし、今は恵まれている。やはりこの地区はそれこそ公的病院、公立病院であっても医師不足、努力もありますけれども、地域性があると思うのですけれども、恵まれていて早期の受診等できていて、医療費が安くおさまっているのではないかな。そういう部分も含めてこの国保税が安くなっているのではないかな、これは私の推測であります。

だから、私が聞いているのは、プロとしてこの安くなっている原因をどう検証なさっているのか、その検証なさっていることで、こういう点は伸ばさねばできない、こういう点は注意をしなければいけない、その点をしっかりさせて、市民に通知をする、国保加入世帯に通知をする。そのことが今の低い国保料、これを守ることになるし、そしてまたより安くすることになるのではないかな。そういう思いで

あります。

さまざまな事業をなさっております。こういうパンフレットをいただいております。でも、教育もですよ。教育も何だ、困ったからということであるんですけども、スクラップができないんですね。ビルド、さまざまな事業をやっていくけれども、その減少ができないために予算が分散される、人も分散される。だからこそ、そのやった施策に対して1年ごとにやはり検証をする。そして検証をした結果、去年と比べて今年はどういうことをするんだ、こうしているんだ、胸を張って言えるようにならなければいけない、私はそう思うわけです。

その点について、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、去年と比較して、今年国保料低減のためにこういうことをした、ほかと比べて私達はこういうところがいい、そういう分析があったら教えていただきたい。まずは、そのことについてお聞きいたします。

○佐々木喜一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 2つお尋ねがございましたけれども、まず1点目。

国保料が全国と比べて低い理由の1つに課税所得が低いからだということでございますが、私もそれは非常に切実に感じているところでございます。これにつきましては、市民の40%が国保世帯でありますけれども、このいわゆる職についていない方の割合、あるいは農業者の割合、比率と申しますか、それから規模の小さい商店主の方、事業主の方とか、無職の方もそうでありますが、そういう方々に所得の再分配ができていない仕組みをどうするか、理屈から言えばそういうことになるわけでありまして。我々がしようとしている産業振興策、あるいは雇用確保策というものがその辺にどういうふうに及ぶかという問題はやはり大きいというふうに思っております。

農業者においては、やはり農業振興の中で農業の産業化を図る中で、これは今までも努力してまいりましたが、なお一層努力を積み重ねていくことが肝要だと思っております。

また、職のない方については、望んで職のない方もおられますが、そうではない方が非常に多いというふうに思いますので、そういう方々、いわゆる職につこうと思ってもなかなかつきかねる方々、それは、企業が採用する側の要望する技術だとかがまだ身についていないとか、さまざまなハンディがある方だと思います。こういう方々に対する技術指導だとか、就労支援をどうするかということの部分、これは今までやってまいりましたけれども、まだ足りないかなというふうに思っております。

あと、小規模な、零細と言う言葉が当たるかもしれませんが、そういう事業主の方々については、これは地域におけるさまざまな経済環境が今激変している時代であるわけで、そういう意味では従来と同じなりわいの仕方ではなかなか厳しい分野に入っていると思います。こういう方々にどのようなお手伝いができるかというのは、正直言ってまだ判然といたしません。商工会議所を通しながらの支援というものももちろんやってまいりましたけれども、なかなかうまくいっていない、特に商店街においてもそうであります。

いずれ新しい仕事に果敢にチャレンジするという意欲のない方には、市としてもなかなか応援しづら



いわけでありますので、そういう方々の中で、新分野ということでもなくとも、新たに収入あるいは販売増が見込める分野にチャレンジする方々に、うんと声を挙げてもらう対応はしなければいけないだろうと。それは今までもしてまいりました。しかし、もっとしなければいけないだろうと思っています。

そういうことに対応する中で、とりあえずは国保世帯という部分に関していえば、対策がきめ細かくとらなければいけないだろうと。これからも全力を挙げて向かいたいと思います。

○佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 横手市の医療費が低いというのはどういう理由で、どういう具体的な方策をしているのかというご質問ですけれども、まず国民健康保険事業といえますか、この制度というのは、そういう安定的な事業運営をしていくにおきまして、1自治体1保険者として、果たしてどこまで頑張れるのか。ある人の言葉をかりますと「螻蛄の斧」ではないか。それほど国保財政運営というのは難しい状況にあるということなわけなんですけれども。ただ、私ども一保険者でありまして、やはりこの制度というのは、国民皆保険制度のかなめ、コアになっているのが国保でございますので、大変難しい事業ではありますけれども、誠心誠意市民の健康を守るために一生懸命頑張っているということをまず一言申し上げたいというふうに思っております。

それで、結局、安定的な財政運営をするために、いつも言っていることなんです、1つは医療費の抑制であって、それからあとは一定の財源をきちっと確保する。要するに今のところは保険税の収納率の向上ということなんですけれども、1点目の医療費の抑制、これにつきましては、まず保険制度であるからには、医療が高度化していったらどんどん医療費が高くなっていったら、それは保険者としては必ずそれを補てんしていかなければならないわけでございますので、そういう中で私どもができることというのは、まず1つには本当に地道なことなんです、事務的なチェック機能を強化していくということです。

先ほどの答弁にもありましたが、重複受診の抑制とか、これはもう実際にかなり強力なメンバーで連合会の方から提出されておるチェックリストでかなり小まめに点検を行っておりますけれども、そういうことで、医療関係にかかわる方々というのは、やはりすべてが利益団体でございますので、提供される方が医療費を抑制するということは絶対あり得ないことでございますので、お互い保険者も、それから医療提供者の方々も死活問題ですので、ある一定の限界があるわけなんです、やはりうちの方といたしましては、先ほどの答弁にありましたけれども、保険事業とか予防医療を強化して、住民の健康管理を徹底していくしかないのではないかなと。

そういう意味では、健康の駅事業もヘルスプロモーションという基本的な考えを持って進めておりますけれども、要するに市民自らが自らの健康を自らがコントロールして維持をしていくと、それに尽きるのではないかと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木喜一 副議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 丁寧に答えてもらって、時間を非常に気にしながら聞いていました。

実は、一生懸命やってもらっていていいんですよ、今うまくいっているから、胸を張ってやってもらえば絶対いいことなんです。ただ、もっと安く、もっともつとつという、要するに3,000円の会費をもらって幹事をやる時に、3,000円のごちそうしか出せない幹事はたいしたことがない幹事なんです。5,000円分、6,000円分飲ませる、これは良かったといって満足感を与えるようなのがいい幹事なんです。だから、かかった分取られる、保険の形の中でそういう部分の中で、横手が、ここの地域の中ではちょっと古い数字を出すけれども、大雄が21万6,688円、それから一番安い十文字が16万4,960円、これ1人当たりの医療給付費ですね。その差が5万1,724円あるんです。これは十文字と大雄と比べてどうしてこの差があるのか、これを検討することが、やはり非常に近道なんだよ。これをまず検討してください。答弁要らないですから。

それから、もう一つであります。今の納税組合、昨日上田さんの話の中にありました。どうも3,000万円の予算を事務経費だけに抑えたい。しかしながら、今横手が昨年度で91.99%、このままでは92切れているから5%下げますよね、調整基金。それから国保だけで1%収納率が落ちただけで2,500万、これだけ違ってくるんですね。もちろん一般の市民税、固定資産税等々考えたら、確かに今、それに手をつけなければいけない理由もわかりますけれども、よほど慎重に配慮していただきたい。これも答弁要りませんからお願いをしておきます。

それでは、介護に行きます。

これはどうしても聞いておかなければいけない。1床、1ベッドですね、1,500万円強。今、雄水苑と白寿、その中で50床増やしてどこの地区の人がどれぐらい入ったか。横手地区の人が8人、増田地区の人が4人、平鹿地区の人が5人、雄物川地区の人が18人、大森の人が6人、大雄の人が1人、山内ゼロ、そして羽後町の人が1人。

じゃ、ここでお聞きしたい。この雄物川の異常な大きさ、新市になったんだ、雄物川地区には建っているんだけど、新市になったんだ。30床の雄水苑の中で、14人も雄物川の人がいる。雄物川的人是重症だから、点数制だから、何かそれ以外に私は考えなければいけないのではないのか。雄物川の異常な大きさ。それから、山内、大雄の異常な低さ、率にして。それから、何でこの1,500万、220人も待機者がある中でほかの自治体の人を入れなければいけないんだ。非常に私は不思議であります。まずそのことに対して明確な答弁をお願いします。

○佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

まず、1点目の関係でございますけれども、ちょっと経緯を若干触れさせていただきます。

本年の2月でありましたけれども、4月からのこの50床の増床のオープンに備えまして、これまで施設入所については各施設にそれぞれお申し込みされることであるわけでありまして、1人の方が複数の施設に申し込んでおったというふうなことから、施設長を全部集めまして全部の個人についての突合、洗い出しを行いました。

その結果、先ほど議員も質問の前段の中で仰せのとおり、980名ほどの方が650名ということですから、300名以上の方が重複しておったということになるわけでありまして。その中で、今すぐ入所しなければと申しますか、そういう緊急度を持った方、あるいは介護度の1あるいは要支援の1、2というふうにそういった緊急性のない方、さまざまおいでになったわけでありまして、それらを全体的に洗い出しをいたしまして、最終的にはこの決定権というのは施設長にあるわけでありましてけれども、それぞれの施設の入所判定委員会にかけまして決定された経緯でございます。

この入所判定委員会の中では、食事の関係、一人でとれるのかとれないのか、介助が必要なのか、おはしなのかスプーンなのか、排せつの関係はどうなのか、それから歩行の関係はどうなのか、視力・聴力はどうか、認知症の度合いはどうか、そういったことをさまざま点数化いたしまして、それぞれ嘱託のお医者さんもおいでになるわけでありまして、さまざまな角度から検討されまして、今言ったような状況になったというふうに思います。

ただ、数的に見ますと、確かに議員がおっしゃられますとおり、雄物川地区の18名はそういう分類をいたしますと、数字的にはなるほど多いのかなということについては私も思います。これは要因として、私なりに考えますと、合併以前のいわゆる介護保険料の関係ですが、旧雄物川町につきましては、月額にいたしますと2,170円という、この8市町村の中で最も低い介護保険料でした。その背景として考えられるのは、いわゆる特別養護老人ホーム雄水苑の50床のほか、ほとんどグループホーム等の施設整備と申しますか、そういうニーズがあったのかなかったのかは別にいたしましても、そういった社会的基盤整備については他の地域よりも施設数が少なかったのかな。そういう意味では、確かに地元で立地しております施設に対する申し込み者が多かったのは事実ではないかなというふうに考えられますので、そういった点で分析をいたしております。

それから、羽後町からなぜ入れたのかということですが、これは白寿園に入所されておりますけれども、現実的には大森地区の横手市民のわけでありまして、県の南部福祉総合エリアのいわゆる軽費老人ホームに入所されていた方でありまして、合併前から病院、老人保健施設、それから特別養護老人ホーム、そして県の南部で運営されております老人のマンション、あるいは今言った軽費老人ホーム、それから養護老人ホーム等、一体化した中での健康の丘という構想の中で進めてきた経緯がございますので、出身地を分ければ羽後町からも入所された。参考まででございますけれども、当横手市からも他県あるいは他の市町村を含めまして17名の方がお世話になっております。

以上であります。

---

#### ◇ 小笠原 恒 男 議員

○佐々木喜一 副議長 33番小笠原恒男議員に発言を許可いたします。

33番小笠原恒男議員。

【33番（小笠原恒男議員）登壇】

○33番（小笠原恒男議員） あさひの小笠原です。

私の前に、我が会派あさひの最大の論客であります齋藤議員が、時間が多分足りなかったと思いますけれども、その後でやるとの、また私の後には、これまた論客の立身議員が控えております。その間に挟まれて非常に引けをとりますが、自分なりに自分の言葉で通告に従って質問をしたいと思います。

私のは、質問というか、要望といいますか、提案と、まちまちになっておりますので、どうか清聴なさる方々が整理して聞いていただければ幸いです。

それでは、始めたいと思います。

まず最初に、この土木建設業界を取り巻く現況を述べてみたいと思います。

昨今の土木建設業を取り巻く環境を見ますと、かなり厳しい状況に置かれています。倒産も7割、8割をこの業界が占め、特に、売上減少による不況型倒産が多数を占めております。理由は、皆さんご存じのとおり、土木業界においては公共事業の減少、そして利益率の低下、建設業界においても公共事業の少なさと同時に、民間の低コストを要求される住宅、また大型の建設等、本当に厳しい状況下にあると思われまます。このままですと、業界全体の3分の2が淘汰されるのではないかとされています。

先日、たまたまNHKテレビで公共事業、談合についての放映がございましたが、まさに現在の状況を映し出したものと言えます。

この後、審議される陳情の11番。陳情が出てくるのは私は当然だと思います。今のこの業界における賃金体系の低下がそれを物語っております。これは受注金額の安さから来る賃金低下への要求が非常になされているからこういう陳情がなされるのだと思っております。

以上のような業界の環境を踏まえて、次の3点について伺いたいと思います。

官製談合などマスコミを連日にぎわしているのは、公共事業です。ですが、今日の日本の発展を支えてきたのも間違いなく公共事業なのです。そこで、最初に市長の考えておられる公共事業というものの意義を伺いたいと思います。非常に漠然とでございますけれども、公共事業とは何ぞやということを伺いたいと思います。

2つ目としまして、平成19年、20年度の横手市建設工事入札参加資格格付について伺います。格付表が発表されると同時に、私のところに、またほかの議員の皆さんのところにもいろいろな疑問やクレームが多く来たのではないかと思います。多分、当局、特に契約検査課の方には多くあったと思われまます。

工事資格要件が定められて、基準点が設定されているのに、特定の業者に対する格付ランクの不合理性についての疑問でした。発表されたリストには、工事資格要綱という要綱がございまして、要綱と相違があると思われるリスト作成の経緯を聞いてみたいと思います。お願いいたします。

3番目としまして、日本の景気はいざなぎ景気を超え、戦後最大の景気回復が続いていると言われまます。当地域においてはその実感は全くなく、相変わらず厳しい状況が続いております。不況や先行き不安から、住居の新築はもちろんのことリフォームさえも控えている方々がいる状況です。ここで、私は市民の生活の向上及び市内小規模事業者の振興を図る上でも、リフォーム等への横手市の独自の助成

ができないかお伺いしたいと思います。

私は平成18年3月定例会でも、個人住宅建設に対する同様な質問をした経緯があります。そのときは47億という金が横手市以外の業者によって建てられた住宅であって、それが横手市外に流れていく、これをどうにかしてとめられないか、そのための税の特典やら、金利に対する助成をお願いした経緯がございます。そのときは、市長の答弁では、税の公平性、個人財産形成を考え、直接の助成は難しいという答弁がありました。しかし、日本全国、秋田県でもありますけれども、何らかの形で助成しているところはたくさんあります。その一例をご紹介しますと思います。

ちょっとパンフレットがございますので。これは埼玉県秩父市の例でございます。秩父市は人口7万、一般会計予算280億円の市です。そこで、秩父市では、「今すぐ役立つ経済再生支援、ぬくもりのまちリフォーム大作戦」とうたった住宅リフォーム資金助成制度を平成15年から行っており、合併後も行ってまいります。助成金はその年によって変わりますが、17年度までの3年間の交付額は1億3,274万円、それに対する工事費は12億6,192万円、平均工事費はリフォーム金額で70万5,378円です。その経済効果は9.51倍と言われております。この経済効果というのは、交付税額に対してどれだけの工事が行われたかということで、工事費総額を交付総額で割ったものでございます。ちなみに、昨年の18年は2,985万、13年度は3,000万の予算が計上されております。

市民生活向上施策と地域の経済活性化策としてぜひ検討していただきたいと思っております。市長のご所見を伺いたいと思っております。

大きいタイトルの2番に入ります。子育て支援に対してです。

小さい項の1、2番の質問要旨は関連がございまして、通して質問・提案させていただきます。

先日でした。現在、子育て真っ最中のお母さんグループと子育て、少子化について、プライベート的な懇談会を行った経緯がございます。そのときのお母さんたちとの懇談の要旨を紹介したいと思います。

まず、1つ目は、子供の出産・子育ては、両親の道義的責任ととらえている方々がほとんどでした。

2つ目として、出産祝金、横手市では3万円ですけれども、ありがたいがもっと必要を感じるのは、現在横手市独自で行われている福祉医療受給者証、要するにマル福の延長、現在はゼロ歳から6歳までを無料としております。これを12歳まで延長できないかというお願いでございました。そして、これを実施してもらえらるなら出産祝金はなくてもいい。出産祝金をもらいたくて子供を産んだのではない。やはり子供は両親の話し合いの上でもう一人欲しい、もう一人欲しいと、そういうような道義的な責任の中でとらえて私たちは子供を産んでおりますというようなお話でございました。

そして、3番目として、子育て支援というのは、もっと長期的なスパンで考えてほしい。例えば子供に対して親の義務的教育は今では高校までだと考えているようです。マル福が12歳まで適用したら、その廃止後は中学からの教育に対する支援策が欲しいということでございました。

いろいろな会話の中で、要約すると以上の3点だったと思われまます。そして、私が感じたことは、しっかりした保護者意識を持っているなど非常に感心させられました。

そして、2つ目に、私は大仙市と隣の湯沢市を調べまして比較してみました。出産祝金、ゼロ歳から就学時前までの医療費無料、所得制限なしは2市ではありませんでした。ただし、大仙市ではマル福は18年から所得制限つきではありますけれども、12歳まで適用しております。この所得制限金額はかなりハードルの高い金額だと思いました。これは適用できる方が結構いるのではないかとということが第一印象でございました。これに要した大仙市での18年度の費用は1億7,208万円だったそうです。

横手市の18年度の出産祝金は673人で、2,091万円です。大仙市の12歳までのマル福施策と当市のお産祝金、6歳までの無料マル福政策を検討してみて、財政とベターな支援方法を総合的に検討してみてもどうだろうか。その上で、12歳までも検討していったらどういふふうな財政と仕組みになるだろうかということを検討してもらいたいと思います。

また、教育費が家計に占め出すのは中学生からだと思われます。中学生からの支援制度は、今度は医療費ではなく、教育への支援ではないだろうかと思われます。高校生になりますと、育英会の奨学制度がありますが、中学生には適用されません。市独自の奨学金、要するにスカラシップを考えてみてはどうでしょうか。長期的な子育て支援を望む保護者が多い中で、一考の価値があるものと考えますので、見解を伺いたいと思います。

昨日、市長が述べられました、新聞にもついていました、総務省の頑張る地方応援プログラム、その中に横手市は少子化対策プロジェクトの提案をしております。その一案になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

大きい項目の3番になります。

障害者の就労支援についてでございます。

1つ目としまして、自立支援法が制定になりまして、障害者もノーマライゼーションの精神のもと、健常者と同じように社会に出ようという考えにあり、区分判定の見直しがなされました。5年の経過後、要するに23年以降は、判定の軽い方は施設を出てグループホーム等で自立を考える時期が必ずや来ます。

そこで、問題になってくるのが就労の場です。ハローワークでも積極的に官民に働きかけてくださっておりますが、なかなか難しいようでございます。特に、今の経済情勢を反映してか、民間は特に難しいようでございます。これは法定雇用率というのがございまして、民間の場合は、社員何人に対して何%というのがございますけれども、これをクリアできないと、労働省にお金で払ってもいいシステムになっております。大概そういうふうに行っているような気がいたします。そのようなことを言っておられました。素晴らしい大会社になりますと、きちっとした法定雇用率を守っているところもござい

ます。

その中で、公的機関へのお願いでございますけれども、当横手市の法定雇用率とその雇用者数、そしてまた多分足りないと思いますけれども、不足人数を教えてください。今、新しい施設も増え、ますます就労の支援が必要となっております。先日の除雪用の竹ポールの大量の発注は特筆すべきことであり、本当にありがとうございました。

もう一つ、シルバー人材センターとの関連についてちょっと述べたいと思います。

就労の場の確保として、シルバー人材センターが行っている公共部門の仕事のすみ分けができないかという提案です。

人材センターの昨年の事業実績は4億6,916万円です。そのうち公共部門が2億3,782万円、全体の50.7%を占めております。これはほとんど市からの仕事の発注だと思えます。仕事の内容としましては、施設の管理、日直、当直だそうでございます。その中で障害者もできる仕事、例えば公園の掃除などをその施設なり障害者に回していただければ幸いですけれども、その考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

以上、3点ですけれども、ここで最後になりますが、行政の皆様、また議員の皆様の一つお願いがございます。障害者は遺伝で生まれてくるのではございません。特に、ダウン、自閉などは全出生に対してある比率で必ず生まれてくるものです。私が以前聞いた東北大学の学長の講演の中で、作者とタイトルは忘れましたが、心の旅路という本の一節を紹介された記憶がございます。「神が与えし子」と言われました。本当は隣の家に生まれたかったかもしれない子供が、神があなたの家をお選びになったのです。だからこの子供たちはあなただけでなく、地域みんなで支えていかなければいけないと、これがノーマライゼーションだと言われました。

老朽化施設の改築も、今は官に頼めなくなった現在、民間の力を結集して親と同じように年老いていく子供たちのために、議会、行政の今後とものご支援をよろしく願いしまして、檀上からのあいさつ、後は再質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○佐々木喜一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点のお尋ねの中で、まず1点目でございますが、今日の建設業界の現状についてのお尋ねの中の1つ目でございますが、公共事業の意義についてのお尋ねがございました。

まず、とりあえず基本的な考え方を申し上げますと、道路整備や上下水道整備などの社会資本整備を行う公共事業が安心・安全なまちづくりなど、市民の生活向上に果たす役割はもちろん、建設業者の方々を初め、地元の産業経済に大きな影響を与えることは意識しております。しかしながら、国や県の公共事業費が削減傾向にある中で、当市でも事業量の確保が困難になってきていることも事実であります。

したがって、事業の緊急性、必要性や費用対効果などを勘案して、市全体の優先順位を見定め、社会資本の整備を引き続き進めてまいりたいと考えているところでございます。公共事業の意義、あるいは今日的課題については、以上のような基本的な考え方を持っているということをまずお知らせしたいというふうに思います。

この項の2つ目でございますが、入札参加資格格付についてのお尋ねがございました。これについては本社を市内、市外どちらに持つかを問わないわけではありますが、提出されました横手市工事請負指名

競争入札参加資格申請書類を審査いたしまして、納税状況、常勤有資格技術職員の資格内容、人数をチェックの上で行っているところでございます。実際に事務所に出向きまして、建設業法で定める営業所としての態勢確認なども随時行っておりまして、過去には虚偽申請として登載を除外した事例もございます。この作業は今後も続けてまいります。

3番目にペーパーをいただきましたが、秩父市の事例についてでございました。丹念に読む時間がない中で、基本的な考え方をまず申し上げたいというふうに思いますが、議員がご提案の助成制度、いわゆる住宅リフォーム費用に対して助成する制度の制定により、市内建設業者の振興を図るお考えについてであります。現在、当市で住宅整備に関する支援事業としては、高齢者向け、身障者向け、一人親家庭向けの融資あっせん、利子補給及び貸付事業などがございまして、これらの事業は社会的に弱者の立場にある市民の居住環境改善などに資することをもってその福祉とする制度でありまして、その趣旨や対象とするものについてはご理解いただけることというふうに思います。

議員がご提案のリフォーム費用に対する助成については、さまざまな課題がどうもあるよだというのが私どもの担当の見方でありまして、またその効果についても十分な検証が必要だろうというふうに思っておりますので、いずれ全般的な不公平感というものを与えないような総合的な検討というものが重要なのではないかなというふうに思っている次第でございます。

ただ、ご指摘にもございました大手ハウスメーカーや市外の大手ビルダーの進出が著しく、地元の建設業にかかわる皆さんのご努力は大変なものであることは承知しておりますので、このような制度の制定により何とかしたいという議員のお考えは十二分にわかるところであります。地元の業者の皆さんがこうした厳しい難局を乗り越えていただくためにも、ご提案の制度も含めまして何か具体的な方策がないか、私どもの担当部局を挙げまして、業界の皆様、あるいは商工業の皆様、商工会、商工会議所の皆様などともいろいろお話をさせていただきながら、よりよい方策というものについて探ってまいりたいというふうに思っている次第でございます。

大きな2つ目の子育て支援についてでございます。

1つ目に、出産祝金を見直しまして、マル福制度へというようなご提案でございました。詳しい数字は議員の方からもご紹介ございました。出産祝金3万円をお送りする事業でございますが、年間2,091万円を給付した実績がございます。確かに3万円という額そのものについては、いろいろな意見があるわけでありまして、何かと出費がかさむ出産時の支援という側面もございまして、今すぐ見直すことは好ましくないのかなというふうに思っております。この事業の効果や市民の皆様の考えの把握に努めながら、この件については検討していかなくてはならないだろうと思っております。

提案がございました乳幼児福祉医療助成でございますが、市では4,300人程度が対象でございまして、これに要する負担金は、県に対しまして1億4,600万、市単独分が8,000万となっております。これをご提案のように小学校6年まで拡大いたしますと、試算によりますと新たに2億2,600万円程度の財源が必要になるというふうなことでございます。福祉医療は子育て支援の一環として重要な施策でござい



まして、出生数の低下による人口問題が深刻化している中、国・県などの少子化対策と相まって検討しなければならない課題だというふうには思っているところでございます。

2つ目に、奨学金制度も含めた長期的支援制度の必要性についてのお尋ねがございました。

子育て支援につきましては、次世代育成支援地域行動計画に基づき、乳幼児養育支援金の給付、これはゼロ歳月額1万円でございますが、そして1歳から6歳までの保育料助成、乳幼児医療助成、児童手当など、子供の誕生から小学校6年まで支援制度が実施されておまして、今年度当初予算における児童福祉費の一般財源は20億1,466万円になっております。さらに年代を拡大した支援には国の対策も見据え、少子化対策を総合的に検討していく中で整理しなければならない課題だというふうには思っているところでございます。

大きな3番目、障害者の就労支援についてのお尋ねがございました。この中でありますが、まず1つ目、障害者の就労訓練サービスにつきましては、現在のところ市で運営するユー・ホップハウス並びにひまわり社の2施設がございまして、ほかにNPO法人が運営する2事業所、医療法人が運営する1事業所がサービスを提供しております。このほか市外の4事業所を利用いただいている状況でございます。

いずれの事業所もまだ受け入れは可能であります、サービス需要量は今後も多くなると予想できるため、昨年度策定いたしました障害福祉計画の数値目標を勘案しながら、既存、新規事業所に対して働きかけを行い、就労訓練等の場のさらなる確保に努めてまいります。

なお、市といたしましても、議員からもご紹介がございました道路除雪用のスノーポール作成委託や公共工事の入札発注図書の作成販売委託を行いながら、自立支援への取り組みを図っているところであります。

また、一般就労についてであります、職業調整や労働条件の保障などについては、ハローワーク及び労働基準監督署などの国の機関が当たっております。市としては、企業などの雇用主に対し、障害者の受け入れについて、ジョブコーチや給付金などの制度の紹介や、就業相談支援など側面からバックアップを行っております。今後もハローワーク、養護学校、障害者就業、生活支援センターなど、関係機関との連携を密にし、各種支援制度を活用して、障害者の一般就労と職場定着に向け努力をしてまいります。

この項の2つ目でございますが、シルバー人材センターとのかかわりについての部分のお尋ねがございました。現在、市がシルバー人材センターに委託している業務内容は、公園や駐車場等の施設管理、スクールバス等の運転業務、文化財発掘諸調査、除排雪作業など多種多様な業務にわたっております。

ちなみに平成18年度シルバー人材センター委託費は約2億3,000万円でございます。この中には補助金が約1,500万円含まれてございます。シルバー人材センターは、高齢者の雇用促進や生きがいをづくりの場として、既に多くの方々が利用され、地域に根づいたシステムとなっているため、市からの業務委託について新たな障害者の雇用にかかわるすみ分けを図るには、今後十分な調整が必要と思われま。

一方、大雄庁舎の清掃業務や実験農場での簡易業務などを障害者の方々にお願いしている事例もあり、

自立支援を一層促進する観点から、今後はシルバー人材センターへの委託事業のみならず、市の委託事業全体の中で再調整を図り、障害の種別や程度区分など一人一人の就労の能力や形態を考慮しながら雇用の創出拡大を図る必要があると考えております。このため、特別養護老人ホームを初めとする福祉関係施設を中心に、雇用の可能な業務について検討を行っているところであります。

なお、市の部分でのお尋ねがございました。障害者の法定雇用につきましては、平成18年度現在で市長部局に24人が雇用されておりますが、実雇用率は1.51%でありまして、法定雇用率である2.1%には9人ほど少ない状況でございます。このことにつきましては、早急に障害者の雇用を行いながら、率の改善を図らなければならないと考えております。また、次年度からの新規障害者雇用施策につきましても関係各課で検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○佐々木喜一 副議長 33番小笠原議員。

○33番（小笠原恒男議員） 答弁、大変ありがとうございました。

最初の公共事業の方でございますけれども、NHKのこの間の放映の最後には、今、低価格での競争は地域に与える恩恵、経済効果が大変少なくなると結んでおりました。地域に与える経済効果は、資材の調達、雇用の確保の創出などいろいろな意味で経済効果が大でございますので、よろしく願いいたします。

ただ、公共事業も非常に設計自体が安くなっております。この間、ある設計屋さんに向ったところ、我々設計事務所も競争であると、安くよいものを提供するのが我々の設計の価値観だ。ですから設計費が安くなるのは当然といえば当然かもしれないようなことを言うておりました。よって、私は市で設定する落札予定額が公表になります。それから最低制限価格、低入札調査価格などをもう少し引き上げていただきたいと思っております。

特に、最低制限価格、また低入札調査価格などで落札されますと、ほとんどその業者への利益はゼロ、そういう状態になります。そして、必ず彼らは下請けまたいろいろな業者を使います。そこに対する大変シビアなプライスが要求されるわけです。そこにもまた、倒産の憂き目に遭う事例がたくさんございます。そういう意味でもう一度、市が発注する仕事に対して再点検をしていただきたいというのが私の実感でございます。

それに対して、市長はいかがが思うか、ひとつご答弁をお願いします。

○佐々木喜一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私のところにも時折ではないんですけれども、担当の方から低入札にかかわる検討した結果についての決裁文書が上がってまいります。景気が悪くなったと言われてずっと久しいわけですけれども、何か最近特にそういう傾向が多いのかなというふうに思っております。やはりそれだけ全体としてのパイが小さくなっているということのあらわれとしか考えようがないのかなと。やはり100あった仕事が半分の50に減って、業者の方々の数が減らなければ、割り算すれば自明な話であり

まして、これをどういうふうに考えるのかという話、ある意味で算数の話なわけで、それを業界としてどう考えるかということもやはり必要なことではないかなと思います。

我々のできることの限界というのはやはりあるわけでありまして、建設業界がこの地域の雇用に大きく貢献された事実は厳然たるものがあるわけでありまして、しかし、そのことを保障するだけの背景が今、無くなっているということも事実であります。これをどう見るかであります。この辺のところを抜きにして、制度をいじるだけでは問題の根本解決にはならないというふうには私は思うんであります。ここをどのようにするか業界の皆さんと、今までも相談する機会があったわけでありましてけれども、これからも相談していかなくてはならないと思います。

確かに、ある新聞に出ておりましたけれども、いわゆる大手の全国的なゼネコンと言われるところと違って、地域における業者の方々がさまざまな部分に転身を図ることの難しさというのは、私も承知いたしております。しかし、そういうこともあえて果敢にチャレンジしなければ、もうどうにもならない時代に今入っているのではないだろうか。そういう認識をお互い持つならば、何らかの活路というのはそこにあるのではないかなと私は思っております。

そういう話は、業界の皆さんとはやはりしなくてはいけないだろうと思っておりますし、今までもしてまいりました。これからも腰を据えて考えていただきたいし、我々も地域の雇用の問題についてそういう観点から考えていかなければならない。しかし共通認識だけはもう持たざるを得ないだろうと思っております。

以上であります。

○佐々木喜一 副議長 33番小笠原議員。

○33番（小笠原恒男議員） よくわかりますけれども、大変厳しい状況だということは酌んでいただきたいと思っております。いろいろな業界の中で、やはりコストダウンのところはコストダウンを非常に事業所ごとにやっておりますので、その点を踏まえまして、ひとつ業界との話し合いやらお願いしたいと思っております。

それから、さっきの資格格付の問題でございますけれども、ここに一覧表がございますけれども、要綱もございます。その中に確かに、ほとんど市外の業者ですけれども、市内の事務所に資格者が何名いなければいけないかというところに、いない業者がやはりいるわけです。常駐していない。ちゃんとこのリストに書かれている中で。ですから、私はこれを市長は事務所を訪ねて精査したと言っておりますけれども、本当にしたのかどうか疑うわけではございませんけれども、これはぜひやっていただかないと、この有資格保有状況とか、建設工事資格要件及び比較基準点、これに合わない業者が何名か出てくるわけです。ここら辺のところの精査をきっちりやってもらいたいなというところをもう一度伺いたいと思っております。

それから、リフォームの大作戦の問題なんですけれども、市長が非常に難しい問題があると言っておりますけれども、じゃ、ほかの市町村でやっているところも非常に難しい問題があったかということ、私は

そうでもないと思っております。秩父市なんかは、これは完全にトップダウンで行われた制度でございます。私はやはり市内の業者が担当しますと、必ずや市に、市税として幾らかは知りませんがフィードバックしてくると、そして市内の業者が潤うと。そこら辺を考えて、この案が一つのきっかけでございますので、別の案がございましたらひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

そして、確かに今、1月から4月まで横手市の確認統計がございます。少し増えております。これはなぜ増えているのかと言いますと、他市から来た業者のアパートがかなり建っております、それも10世帯だと10軒と見なされまして、そういう意味で増えているのでございます。

私の提案した案だけではなくて、何かリフォームが盛んになりつつあります。なりつつあるのは、いつだったか県議員の方がおっしゃったんですけれども、家庭の核家族化がちょっとさま変わりしていると。前は息子たちが姑と一緒にいたくなくて出るというような場合が多かったんですけれども、今は、姑が自分も姑に使えてきたし、もうここらで自分もゆっくりしたいからあなたたちは別に住みなさいと、自分たちでやる。すると自分たちは今は古い家でも自分たちが住みやすいように、例えばお風呂とかトイレとかキッチンとか、そこら辺の修理だけで住んでいるわけです。前は、子供が嫁さんをもらうという建てかえがあったわけです。農家所得も疲弊はしていますけれども、そういう意味で新築はなくなり、リフォームに少し起爆剤をつけてやると、私はもう少し増えてくると思っておりますので、そこら辺のところをもう少し考えていただきたいなということです。その資格格付のことについてちょっとお願いいたします。

○佐々木喜一 副議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 資格格付の審査につきまして、まず基本的に書類に虚偽の申請はしないことと、それが大前提でありますので、もし虚偽の申請が発覚した時点では資格を取り消すということになるろうかと思っております。

それから、記載された内容のチェックの件でございますが、実際にすべてを訪問してチェックすると、500ほどの事業所等になりますので、全部訪問チェックはしてございません。ただ、特にチェックが必要と思われるような事業所については、実際にその会社に出向きましてチェックをしているところでございます。小笠原議員さんがもしそのような情報をお持ちでありましたならば、情報を提供していただきたいなと、そのように思います。厳選に対処してまいりたいなと、そのように思います。

以上です。

○佐々木喜一 副議長 33番小笠原議員。

○33番(小笠原恒男議員) それでは、後で提出いたします。

次に、子育て支援、やはり子育て支援は、私はあのお母さんたちが言うとおりの長いスパンで支援していただかないと、要するに少子化、子供を産んで育てるという環境づくりをするのは、これが行政の立場だと思います。それで、やはり長いスパンでお願いしますと。長いスパンというのは高校3年までというような考えでございました。でも、まずは高校3年までやると、中にはせつかくそこまで市の行政

の中でいろいろな手厚い支援をされていて、県外に出ていくのかと言われる方もいます。でもそこでやはり今度必要になってくるのは、市長がいつも言われるやはり雇用創出の場をいかにしてつくるか、これがコロンブスの卵じゃないけれども、どっちが先かわかりませんが、両方同時に進行していかないと、少子化から脱皮できないし、雇用創出もできないような気がいたします。

そしてまた、福祉政策も地方と都市部の格差がございます。どうしても財政の格差とリンクするわけでございますけれども、私は、今の現状の例えば通所作業所、そういうところのことをかんがみますと、通うための授業料とそこで就業支援していただけてくる金額の差が、例えば極端な話、5,000円出して2,000円もらってくるとそういうような状態です。これが正常な形とはいえませんので、どうかしてこれを是正するような方法で考えていかなければいけないと思っております。ひとつよろしく願います。我々も知恵を出しますので、福祉所長もひとつよろしく願いたいと思っております。

あと、やはり18歳までの長期的な子育ての支援の中で、私は大仙市に見習うわけではありませんけれども、例えば、ゼロ歳から6歳までのマル福の医療費を半分に、いろいろなシミュレーション、半分に、あとの小学校1年生から6年生までのところ、またかかったものの半分にするとか、大仙市みたいに所得制限をつけてみるとか、そうやってきたときの財政とのコラボレーションを考えてシミュレーションを出して、長い間のスパンでの子育て支援をひとつお願いしたいと思っております。

それから、やはりさっきも申しましたけれども、教育費がかかるのは中学生からです。部活やいろいろなものがあります。ある大学の先生が言っていましたけれども、今の子供たちはスポーツをやるにしても、親がそばにいないと普段の実力が発揮できないと、そう言っていました。ですからスポーツをやると親も経費がかかるわけですね。これも教育の一環と言われればそうだと思いますけれども、その大学の先生は、ですから私は県外からは引き抜きはしないと、要するに優遇の今問題になっていますけれども、やらないと、そういうことを言っておられました。

ですから、中学の時代から教育費がかかり出すわけですが、そこでもやはりスカラシップみたいなものをひとつ考えていただければ幸いだと思っております。そのところの答弁がちょっと抜けたような、私の聞き漏らしかもしれませんが、そこを教えてください、私の質問を終わりたいと思っております。

以上、よろしく願います。

○佐々木喜一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 2点ほどあったようではありますが、まず1点目の秩父の例でございますが、私なりに検討した部分が相当深くございませんので、先ほどの答弁の程度で、答弁は終わったわけではありますが、さっき齋藤光司議員の答弁で申し上げた国保世帯のいわゆる比較的小規模な自営業者の方々の支援という話を申し上げました。そういう観点を持ってどう考えられるかということも一つあるのかなと思っております、ただそれが特定の業種に偏るだとか、そういう公平性をどうするかというさまざまにクリアしなければいけない課題もあると思うのですよ、やはり。この辺をどうするか、その

精査はやはり我々はもうちょっとしなければいけないだろうと思っております。

議員の立場でのご発言としては十二分にわかるところでありますけれども、少し時間をいただきながら、秩父市のこのチラシにもございました、「今すぐ役立つ経済再生支援」と、とてもわかりやすいテーマであります。じゃ、そのことによってこの後自立的にその歯車は回っていくのかどうか、こういうことをいつまで続けたらいいのかと、やはりその辺まで先を見て考える必要があるだろうというふうに思います。その辺でちょっと今、ちょうど思案がとまっておりますので、その辺は少し検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、後段の方にお答えさせていただきます。

子育ての各種制度、さまざまあるわけございまして、いわゆる児童に対する放課後の学童保育と聞いていますか、そしてさらに最近では子育て中の保護者にとってのいわゆる出勤前の時間、あるいは延長の保育等、さまざまな要望がありまして、市としてもそういったニーズを検討してこれまで実施してきました。

福祉施策を進める中で、私どもがいつも留意をしなければならないのは、各種のそれぞれ地域の集まりと聞いていますか、そういう出ささせていただくわけでありまして、もしかすればそういう場に出てこれない多くの保護者の方もおられるのではないかと。あるいはそういう意見を表に出せないでいると聞いていますか、そういう方々の状況もやはり把握する必要があるだろうということで、先ほど市長も申し上げましたとおり、出産祝金については、18年度に一律見直しの3万円ということでございまして、こういったことにつきましても、現実にお子さんを育てておられます保護者の方々の意向と聞いていますか、考え方をもう少し幅広く私どもも考えなければならないというふうに思います。

また、小笠原議員さんからご提案のありましたいわゆるマル福制度も含めた長期的な支援制度につきましては、市長の答弁の中でも子育ての重要な側面だというふうなとらえ方はしております。

さまざまな各種のそういった事業を総合的に検討をしながら、これからの横手市の施策について、どうあるべきかということについてのもう少しやはり議論が必要なのではないかなというふうにも考えております。そういった面で、国あるいは県の動向等も私どもとらえながら進めなければならない課題というふうにとらえておりますので、そういった点でひとつご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○佐々木喜一 副議長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

午前11時55分 休憩

○佐々木喜一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 立身 万千子 議員

○佐々木喜一 副議長 1番立身万千子議員に発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

今議会の一般質問も最後となりましたが、今、年金問題を初め、福祉や医療、教育など、あらゆる分野で市民の生活が根底から脅かされ続けている中で、私は大きく2つの点で一般質問をいたします。

初めに、国民健康保険税について伺います。

6月は、国保議会と言われるとおり、今日までの3日間さまざまな角度からこの問題が取り上げられました。言うまでもなく、社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制度が国民健康保険制度であり、上田議員、齋藤議員の質問にもありましたように、加入者の過半数が年金生活者などの無職の人々です。

市長は、国保への一般会計繰り入れが交付税算入分しかできないとする理由に、国保の加入者だけを優遇するのは不公平だという答弁でした。けれども、最近企業のリストラによって、社会保険に加入できる正職員はどんどん減る一方で、派遣やパートタイマーなどの国保加入が増加しています。従来は、この横手から都会へ季節労働に行っても、ほとんどが社会保険つきの出稼ぎ先でした。そこでの報酬を見込んで国保を滞納していた農業者の方が、元請企業倒産のあおりを受け、今、病気になって高額療養費の貸し付けを受けられないといった悲惨な実態があります。

そもそも国民健康保険は、国の援助があつて初めて成り立つ医療保険です。先ほどは保険税額の格差というテーマで横手市の平均税額の低さが論じられました。しかし、多くの庶民にとっては重過ぎる税負担を引き下げ、国保財政を再建するために34.5%に減らされた国庫支出金を1982年当時の水準である49.8%に戻すことが求められます。

このように全国の自治体がもはや住民の負担は限界に来たと判断して、苦慮しながらも国保税の引き下げに踏み切るところ、また減免基準の拡大を決めるところ等々、さまざまに工夫しており、横手市でも合併協議での決定を見直さざるを得ないという、市民にとってかつてない厳しい状況下にあります。

国のたび重なる制約のもとで、どうすれば市民の負担軽減を図ることができるか、さらに制度の充実を図ることができるか、詳細は所属する厚生常任委員会で質問することにして、ここでは来年度の均一化に向けて、昨日のお答えでは税率などの見通しは推計できないとのことでしたが、市民の理解を得るために、具体的にどう進めていこうとしているのか、実現可能な検討を進めていかれるのかを市長に伺います。

次に、前の議会でも質問した次世代育成支援行動計画について、3月以降の進捗状況を3点にわたって伺います。

前は、この行動計画を実施するに当たっての評価の主体である地域協議会についてお尋ねしました。そこでは、3つの分科会に分かれて各分野の検証をし、ホームページ上でも公開しながら市民の声を集約して、さらに市民へのアンケートを実施していくというお答えをいただきました。少しずつではあれ、市民と行政との協働の実践がなされていることに一定の評価をしたいと思います。その上で、在宅育児支援を初め、地域の子育てネットワーク構築事業に参画するサークルの私は一員でもありますので、その立場からお尋ねします。

1つ目は、子育て支援事業総合調整事業について伺います。

これは、横手市の次世代育成支援行動計画である「夢はぐくむゆきんこプラン」の子育てを支える仕組みづくりの中の、子育てにゆとりを持てる支援の充実というところに挙げられています。この計画では、平成21年度までに子育て支援総合コーディネーターを設置し、そこでは地域にある子育て支援の情報を把握し、相談者への情報提供や問題解決につなげる援助を行うワンストップサービスができる体制で設置を検討するという目標を立てています。

実際に、出産後も仕事を続ける女性は全体の3割しかいないという現実があり、事業所で産前産後6から8週間ごとの休暇保障があるとしても、正社員以外は対象にはされません。妊娠がわかったら退社を仕向けられ、出産後一月もたたないうちに働かなければならず、乳児保育の受け入れ先を探しまわるといった深刻なケースが出ています。少子化対策のためにも、そういう女性たちのSOS発信を受けとめ、問題解決のコーディネートをぜひ要望するものですが、事業の具体的内容についてお答えください。

関連して、地域子育てネットワークづくりについて、3月議会に引き続きお尋ねします。

このネットワークには、保育所の各種サービスを受けていない在宅での子育てを支援する必要性から、自主運営サークルのみならず、各地域の子育て支援センターやファミリーサポートセンターといった地域と密接にかかわる子育て関連のところが参画するものと理解します。

去る6月3日、秋田次世代ネット実行委員会と財団法人こども未来財団の主催で、秋田県などが後援した次世代育成支援共同フォーラムが開かれました。横手市の職員たちも日曜日にもかかわらず一日中参加され、熱心に研修しておりました。その資料によると、県内どこの自治体でもネットワークの構築が課題になっています。その原因として、子育て中の親の生活状況や意識、行政の各部署間での位置づけ、そして子育て支援をする側のモチベーションや活動分野の違いなど温度差も当然ある中で、一致点の確認や事業の進め方についても調整が難しいと私自身も痛感します。

県内の市町村と同様に、横手市ではネットワークの構築について思うように進んでいないと、市の子育て支援課では判断しているようです。しかし、このたび県が子育て支援税導入をめぐってあちこちの地域で開催した意見交換会でも、在宅子育てのお母さんからの要望はバウチャー券などではなくて、地域のネットワークに支えられる安心感のある子育て環境という要望が多く出ておりました。



それを裏づけるかのように、東北6県の少子化対策予算の比較表を見たところ、ほとんどの県が秋田県の子育て支援予算の半分あるいは4分の1以下でありながら、それなりのサービスを提供できているのは、民間のNPOとの協働によるところが大きいという解説が、ある学習会の席でなされました。

横手市では、行政と市民との協働はまだまだの感がありますけれども、折しもこの3月に市民協働推進方針が打ち出され、市民協働のまちづくり推進がはっきりとうたわれております。たまたま喫緊の課題として7月1日に雄物川コミュニティーセンターで予定されているちびっこわくわくフェスティバルに向けて、本町と各地域局の行政と、そしてさまざまな自主サークルとが協議を重ねておりますが、この取り組みこそ協働のまちづくりの第一段として注目したいと思います。

また、市民協働推進指針が打ち出されたことも踏まえ、市長はこの市民協働のまちづくりの趣旨について、どのようにして職員に浸透を図ろうと考えておられるのかお聞かせください。残念ながら、いまだにNPOやNGOの意味さえ把握していない職員に遭遇することが多く、この点はぜひ市長に真剣に取り組んでいただきたい職員の意識改革と思うからです。

2つ目に、若者を初め、父親、母親の就労支援と企業への働きかけを行政でどう進めるかをお尋ねします。

既に何度も確認されてきたとおり、少子化対策も子育て支援も労働政策に大きく左右されます。諸外国に比べ、日本の、特に男性の労働時間は突出して長く、国の根本的な政策転換が必要なのですが、秋田県は中でも最低賃金が低く、仕事がないために若者が定着しないことが少子化問題の解決を遠くさせてきました。

県としても、育児休暇を取得させている中小企業を対象に助成金を支給するなど、さまざまな手だてを講じてはきており、市も国や県の施策の周知に努めてきたことは認識しています。しかし、成果は上がっていません。国や県に対して働きかけることと同時に、市独自の施策を今こそ抜本的に強化しなければならないのではないのでしょうか。例えば、週1日だけでもノー残業デーを奨励し、その分の経費を助成する方策など、事業主が労働者の生活を支えることができるようなサポートを行政が担うこと、真の意味でのワークシェアリングを推進する体制について、行政が本腰を入れて取り組むことで、企業経営者の意識改革を進めるのが第一と思われます。

最近、マスコミでも紹介されたような、福井県や石川県の施策に見られる企業への働きかけを参考にすることも必要ではないでしょうか。せっかく市内15の事業所が、男女生き生き職場宣言をしたのです。市長はほかの多くの事業所に波及させる牽引役を期待すると言われましたが、法律では次世代育成支援対策推進センターを事業主の団体が申請により設置し、企業の行動計画の策定及び実施を援助する体制をつくり、市町村と密接な連携を図ることが必要だとうたっています。

センター設置などの働きかけを初め、市が企業トップと忌憚のない協議を重ねてこそ、ワークシェアリングによる雇用の拡大に発展するものと思います。市長はその点をどう具体化してこられたか、今後どう進めていかれるのかお答えください。

最後に、市の計画推進に当たり、県の施策との関連についてお尋ねします。

さきの次世代育成支援共同フォーラムの資料には、横手市の課題として、子育て支援を進める上での県の施策との関連が挙げられています。その県が打ち出しているのが、子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョンです。これについては多くの市民の間で新しい税金の導入には反対という声があり、また自分には関係のない話で、税金だって子供のいる家庭だけが取られるものと思っている人が、今の段階でも大勢います。

県では、財源がないから新たに税金を県民から徴収するという全国にも例のないビジョンを打ち出していますが、この横手市の担当課でも懸念しているように、県の施策との関連を直接住民に接して施策を講じる市の立場として、市長はどうとらえ、市民に対して説明するお考えか、お聞かせください。

県のビジョンを見ていけばいくほど、県当局が分析する少子化の原因はミクロの視点にとどまっており、本当に必要なのは、現在の支援の枠を緩和したり、バウチャー券を配布するような小手先のものではなくて、肝心の子供を産む若者が県外に流出しなくても済む雇用創出に全力を注ぐことにこそ解決の鍵があることをしっかりと認識していただきたいと思います。

市長は300近い企業を回って誘致を図ったと伺っております。それでも成果が芳しくないということは、もはや企業誘致の戦略は望みなしとはっきり見切りをつけ、県と共同の上で、新たな製造業、付加価値のある農産業の創出に全力で取り組むことこそ少子化解決の基盤ではないでしょうか。

その点を踏まえ、県の子育てビジョンと市の施策との関連について、市長のお考えを伺います。

これで私の最初の質問は終わりますが、折しも明日、全国を通して非核平和を訴えて行進をしておられる方々がこの横手に到着します。夕方、横手地域局市民広場で平和集會が行われる予定ですが、合併以前の旧8市町村では、それぞれ平和都市宣言をしていたと聞いております。思想信条を越えて、平和に生きる大切さを子供たちに伝えるためにも、これを機にぜひ合併横手市で非核平和都市宣言が実現しますよう訴えて、発言を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐々木喜一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目の国民健康保険税についてのお尋ねでございます。

平成20年度からの国保税の統一の進め方についてのご質問でございますが、ご承知のように、後期高齢者医療制度が開始され、国保加入の老人保健該当者1万2,000人の方が国保から離脱することになります。これに伴い、これまでの老人保健医療費拠出金が後期高齢者医療支援金に変わります。また、退職者等国保制度は一部経過措置が設けられますが、廃止となり、65歳以上の方が一般被保険者となります。これに伴い65歳から74歳までの医療費が全国ベースで財政調整される制度が新たに始まるわけであり、

さらに新たに保険者に義務づけられました特定健診などの費用については、国・県から3分の2の補助金があるものの、その他は国保税で賄うことになり、課税額に反映されることとなります。特に、国

保税の課税区分に後期高齢者支援金分が新たに加わり、3区分に変更されることに伴い、国保税の算定方法が大きく変わるわけであります。このことから、現行の課税限度額や税率なども大幅に変わってまいります。

したがいまして、制度改正前に合併協議で決定された不均一課税の税率に基づく課税額の算定につきましては、大変困難であるわけであります。新たな制度の下で、統一した課税方式で進めたいと考えておるところでありますが、いずれにいたしましても、国民健康保険運営協議会でのご審議、また議員各位との協議を踏まえて方向性を決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

2つ目の次世代育成支援行動計画、3月以降の進捗状況についてのお尋ねがございました。

次世代育成支援行動計画については、進捗状況や目標数値の変更を市報や市のホームページにより公表しておりますが、今年度は計画推進のための庁内検討会議を5月30日に開催し、それをもとにした第1回目の次世代育成支援地域協議会を6月28日に開催する予定であります。ここでは、計画にかかわる平成19年度重点事業の洗い出しのほか、今年度の制定を目指す子供の権利に関する条例の検討をさせていただく予定となっているところでございます。

この項の1つ目でありますが、子育てサークルのネットワーク化に当たっては、活動している団体と市の意見調整による共通理解を図りながら、対等・平等な意識のもとに市のすべきこと、サークルができることを明確にし、支援施策を進めてまいります。また、計画では平成21年度を目標としているコーディネーターの設置については、子育てに関する情報を共有できるよう次世代育成地域協議会での議論を経ながら進めてまいりたいと思っている次第でございます。

次であります。就労支援と企業への働きかけについてであります。

市では就労支援対策として雇用機会の拡大と創出を図るため、平成18年5月に横手市雇用創出協議会を設立いたしております。その協議会において人材育成事業を展開しておりますが、主な内容としてIT化推進人材育成事業、アグリビジネス推進事業、これは経営戦略人材育成セミナーや販売促進育成研修などが含まれてございます。そして物づくり支援事業、創業支援事業、さらに就職面接会を開催しているところであります。その結果、ITスペシャリスト養成講座の受講者が創業を始めるなど、初年度の事業目標数であります110人を大幅に超える276人の雇用に結びついております。

また、県では雇用支援策として、Aターン就業促進や大卒、高卒者向けの就職支援等の事業に取り組んでいるところであり、若者就職支援としてワンストップセンター、南部サテライト事業も継続いたしております。また、就業機会と労働条件の平等を促進するため、市男女共同参画行動計画による事業主に対する仕事と家庭の両立支援制度や育児・介護休業制度の周知や啓蒙をすることにしており、労働環境の整備・充実を推進していただくため、企業などへ情報を提供していくことも必要であると考えております。

なお、その一つとして県南工業振興会との共催事業で、意欲と能力のある女性が活躍できる企業の積

極的な取り組みについて理解を深めるポジティブアクション実践研修、講演会などを7月に開催する予定でございます。

いずれにいたしましても、就労支援事業、労働環境の整備につきましては、国・県との連携した取り組みが重要であると考えております。地域企業の実情も把握しながら関係機関とよく協議をいたしまして、今後も事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

それから、通告いただかなかった分かと思いますが、市民協働推進の指針について庁内の徹底ぶりについてのご意見がございました。これについては、確かにまだまだそういう部分はあるのかなと率直に認めざるを得ないところでございます。今年度に入りましてからさまざまな機会をとらえながら、市民協働の推進の考え方についての周知を図る努力をいたしておりますが、まだまだ道半ばであろうかなと思っております。

これは私の私見でございますが、どうしてもトップダウンになれた体質の職員の方々はまだ多いのかなと思っている次第でございます。トップダウンの本来の意味をはき違えているというふうに、今日的意味がわかっていないのかなと思っている次第でございます。十分自分の頭で考え、自分の視点を持ちながら、そして広く耳を傾けて意見を闘わせ、最終的な判断はトップの責任において権限においてなされるはずでありますので、その部分でのトップダウンは当然従っていただかなければいけないわけでありましてけれども、それに至るプロセスにおいては、自分で考え、自分の視点を持つということは、欠かすべからざる職員の資質であろうかなと、今日的課題であろうかなと思っておりますので、ご指摘の市民協働推進指針についての徹底については再度図ってまいりたいと思います。

最後の3点目については、担当から答えさせます。

○佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、私の方からは、3点目の市の計画推進に当たる県の施策との関連についてのご質問がございましたので、この1点についてお答えさせていただきます。

次世代育成支援地域行動計画でございますけれども、この支援育成地域協議会、2月22日にこの横手庁舎の5階で開催いたしまして、合併前、平成17年度8市町村でそれぞれ策定された計画の推移、状況、既に平成21年度を目標とする数値を上回っているもの、そういった状況等いろいろございましたので、それらの状況も踏まえながら、さらに目標の数値を引き上げるなどご協議いただきまして、そういった形でホームページにも公開してございます。

なお、この事業の中には、数値で表記されたもの、あるいは文言で表記されたものがございまして、文言で表記されたものについては若干わかりにくい部分もあるのかなというふうに私どももとらえておりまして、これにつきましては、その内容の進捗状況を見ながら、さらに市民の皆さんにわかりやすくご説明、提供してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、今年は5カ年計画の中間の年度でございまして、先ほども市長からも申し上げましたけれども、

庁内検討会でそういった課題について洗い出しをしながら、さらに目標の早い達成といいますか、市民ニーズにこたえられるような形での協議を進めてまいりたいというふうに思います。

それから、県が進めておりますいわゆる子育て教育に関する施策の関係でございますが、これについては子育て支援の関係で何点か県でも示してございまして、現在の政策を進めるとすれば財源が足りないというようなことで、この横手市内におきましても、県が数回市民の皆様にもそういった説明の会を開いてございます。

私ども事務担当の部門につきましても、県での会議等を踏まえまして、全県の各地からさまざまな意見が出されております。これにつきましては、まだ県の方から正確な事業調整といいますか、そういったお答えを今のところまだいただいております。したがって、立身議員から市民とのかかわりの中でこういった説明をされるのかというふうなご質問がございましたけれども、それにつきましては、ただいま申し上げました状況等がもう少しはっきりし次第、私ども説明をしていかなければならないものだというふうに考えております。

なお、現在の市の子育て支援事業につきましては、利用者、これを利用される方、そして受益者と申しますか、必要な支援を一層探りながら、働き方も多様化している現在でございますので、そういった点を十分検討しながら準備を進めなければならないというふうに思っております。

なお、この県での施策の動向につきましても、全県的に実施されるとすれば、当横手市としてもその整合性を図ることは当然でございますので、県の今後の進め方につきましては、なお注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐々木喜一 副議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） ありがとうございます。

国保については、この3日間、いろいろお話がありましたけれども、結局は痛みを分かち合おうということなんだろうなというふうに思いますが、これで市民の理解が得られるのかというところでは、私ども議会もそうですけれども、もう少し突っ込んで、掘り下げて検討していかなければいけないと思いますが、時間の関係上、常任委員会のところでいろいろ質問したいと思います。

今、お答えをいただいた中で、通告になかった協働についてのお考え、ありがとうございます。やはりこれは何をやるにも特にこの子育てのネットワーク、いろいろなネットワークがありますが、やはりこれからは協働でやっていくしか道がないということで、何もNPO法人格を得ていなくても、そういう民間で活動している人たちがいっぱいいます。そことの対等・平等な関係を維持して、発展して成長していかなければいけない、でないとこの施策は実行できないのではないかというふうに私は思います。

それを踏まえて、今、お答えいただいたところで若干質問させていただきますが、今、県の将来ビジョンの内容と市の施策、県からはっきり出されていないので、それを出された暁には整合性を図るというようなお答えだと私はとらえました。しかし、今、ホームページ上でも刻々といろいろな意見交換会

を経て県もやり方、方針が変わってきています。それは当然当局ももうとらえていらっしやると思えますけれども、例えば、総務省の頑張る地方応援プログラムの中で、秋田県でもそれに応募した例のバウチャー制度ですよね、これは税金がありきなもので、これは却下するというふうに言われたという報道がなされていましたが、このバウチャー制度一つをとっても、県ではどうしてもやりたいということで何回もヒアリングをしているというのは県の当局から聞きました。

それ一つ見ても、例えばこのバウチャー制度、今は結局1人5,000円で、対象は全県9,500人、市町村の持ち出しはありませんということに変わってきました。けれども、バウチャー制度だけではなくて、全戸配布されたカダロというA3のカラー版のチラシ、皆さんごらんになったと思いますが、その県でやりたい8つの事業がありました。それを見た限りでいろいろ話をさせていただいても、市町村の持ち出しというのは8つのうち6つありますと県では言っています。

県の当局に聞いて調べたところ、今、横手市ではいろいろなマル福でも保育料でも独自の単独の補助をしていただいていますけれども、それでも最低限度妊婦検診の方は数に入れなくても3,700万円の新たな持ち出しがある。これ県の資料です。ですから市ではもっといっぱいシミュレーションしていると思います。でも今、まだわからないということはあるのではないですか。何にしてもわかった段階で、県議会で決まった段階で施策はやります。けれども、それまでの間にきちっと準備をしていくのが公務員さんの仕事でありますし、ですから、県のビジョンをシミュレーションした場合に、市の財政負担について、私は3,700万円という資料を持っていますけれども、市ではどのぐらい見て検討しているのか、そこを伺います。

○佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

私の先ほどの説明の仕方がちょっとまずかったのかなというふうに思っていますけれども、県で、市町村で事業に対してさまざまに実施してきた違いがいろいろあるわけでありまして、そういった関係で県の事業との整合性という観点の中から、全県の市町村の中からさまざまな意見が全県の会議で出されておりました。この中でのすり合わせについて出された疑問点については、まだ県の方からそういった考え方、財政的な問題も含めてですけれども、正式に出ておらない状況下でございます。

したがいまして、今、立身議員さんが仰せられましたとおり、当初考えてあったバウチャー券事業につきましても、県では全額負担というふうな考え方にもなってきておるようでございますし、そういった動いている状況下の中で今、私の方でしっかり説明でき切るだけのものはまだちょっとない。ちょっとそこら辺の動向を見させていただいているという状況です。

県の資料によりますと、議員仰せのとおり、健やか子育て支援事業につきましても、所得制限を緩和しようという、これは県で何回か地域での説明会で申し上げてございますので、これと現在の現状の施策の関係の中でのわけでありまして、これについては県と市町村が2分の1の折半ですよというのが今のところの考え方のございまして、これが約2,680万ほど、そして乳幼児福祉医療の、こ

れも所得制限の緩和をした場合と現状の関係で、1,040万ほどですか。合わせますと、議員仰せのとおり3,700万ほどのわけでありませけれども、これについてもまだはっきりしたものではなくて、負担増分については特別支援を検討しているというふうな状況下でありまして、その検討の中身についても現在まだ十分に市町村には伝わっていない部分があるんです。

私ども、市民説明、住民説明していく場合に、やはりそういった状況をきっちり把握しながら、ぜひそういった形でご説明しなければならないのかなというふうに考えています。何回も動くということになりますと、新たな税負担も含めて県民の皆さんは非常に心配されておられることとございますし、やはりそこら辺をきっちり私どもも把握させていただきたいというふうに思っておりますので、決して今の段階で準備をしておらないということではございませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思うところです。

以上であります。

○佐々木喜一 副議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） 準備はしているはずですので、私はそういうことを言っているのではありません。ですから、せめてこれは秘密でも何でもない、私たち調べればわかることですから。ですから、市ではこれだけ、例えば今、3,700万、じゃ、どこからどう捻出するのかということも非常に心配ですよ。どの事業を削ってでもやらなくてはいけないのかということも、市民の間からそういうのが不安が出ているんです。やはりそこら辺をもう少し当局では、市民に対しての説明責任というのは、経過を待つ、結果を待つというのではなくて、いつでも用意はしていなければいけないのではないかとこのように思います。

その1つとして、何回も言いますが、バウチャー制度というのは何回もヒアリングをした中で、例えば2年間実施した秋田市では、これはメインは絵本とあとは預かり保育ですよ、そういう一時的な託児でも絵本の選び方でも、トラブルが余りにも多くて、在宅育児支援などで働く親には来ない。それに先ほど本当に述べたように、現実に子育て中の親御さんたちは、そういうお金よりも精神的な支援が欲しいということを数多くいろいろな若いお母さんたちは言っています。若いお父さんたちも言っているんです。そういうときに、仮に市の当局で検討した結果、最終的に横手の地域性や特殊性を考慮してもバウチャー制度の導入ではなくて、今ある施策を拡充することが市民にとってメリットがあるというふうに判断した場合、県に対案を提示できるのですか。

○佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 対案と呼べるのかどうかわかりませんが、そういった観点の中では全県の関係の中でもさまざま出されておりますので、私どももかつてこの議会の中でもそういったご質問がございましたし、そういった事業がいいのか、あるいは多様な働き方の中で別の事業と申しますか、そういった形での充実を求められておるのか、やはりこういった部分を含めて次世代育成地域協議会の中でもさらに検討しなければならないと思いますし、県での会議があった場合は、市のそういった考え

方を述べたいというふうに思っております。

以上であります。

○佐々木喜一 副議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） ぜひこの横手市民の総意をどんどん意見表明していただきたいと思ひまして、だからやはり協働というキーワードになるので、それを踏まえてもう一つ質問したいことがあります。

これは住民の立場に立った県と市の連携というテーマで申し上げたいのですけれども、協働というのは何も行政、市と市民の協働ばかりではなくて、同じ行政の中でもやはり国・県・市、それぞれのそういう対等・平等な関係というのはなければいけないと思うのです。昔の江戸時代のように上意下達ではないはずで。

それをちょっと非常にややこしいのですけれども、具体的に言わせてもらいますと、5月17日に横手市子育て支援課主催で子育て支援自主グループ、そして市の子育て支援センターなどが集まって例のちびっこわくわくフェスティバルについての打ち合わせ会議がありました。みんなその打ち合わせだと思ひて参加しています。後ろにはキョーキョー言う赤ちゃんたちがいます。ファミサポの人たちに見てもらっている、そういう中で市から追加した案件が出されました。

その中身は、市の子育てネットワーク協議会を構築するための代表者を急いで決めてほしい。そしてもう一つ、県で主催する子供子育て支援推進横手地区協議会の委員を出してほしいという提起でしたけれども、各団体に持ち寄ってたった3日、4日しかないです。4日後の21日に予定されている平鹿振興局での会議までに決めてくるようにという県の指示でした。結局、市が8人予定していた委員のうち、2人しか出席できないまま、その会議を私は傍聴させていただきました。

そうすると、正副会長を現役子育て世代の団体から決めてくださいということでした。しかもそれも平鹿だけではなくて県内8つの地区で立ち上げて、時間的余裕がないまま6月上旬、今です、にはもう県全体の子供子育て支援協議会を結成しなければいけないという、そういうスケジュールに何が何でも当てはめようとする、非常に一方的な県のやり方に市の人たちは不満を言いつつも従ってしまうという現実を目の当たりにしました。

県民に密着して施策を講じているのは市町村です。住民の声を受けとめる際、一番接触が濃いのは市町村です。その市町村のイニシアチブがこれほどないがしろにされていいのだろうか、私は非常に不安を持ちました。市民と行政との協働をこれから進めていく、市長もおっしゃいました。そういうときに同じ行政の中で県と市との協働がなされていないということは私は問題だと思います。市民の立場、市民の目線に立って県にきちんと意見を表明していくことというのが大事なのではないですか。

市長は今、子供の権利についての検討をしていくということをおっしゃいました。子どもの権利条約に基づいて進められることだと私は期待していますけれども、その子どもの権利条約で一番の大事なことは、子供の意見表明権をどう確立するかということですよ。言葉は発せなくても、赤ちゃんでも意見表明ができるんだ、大人はそれを酌まなくてはいけないんだ、生きている権利があるんだということ、



そこから始めたのが子供の権利ですよ。そういうふうに意見表明を大切にしなければいけないと言っている大人が、そして行政が、意見表明を市が県にできないというのは大変な問題ではないかと思えます。

市の当局がその姿勢を貫かない限り、市民と市との本当の協働は築けないのではないかと非常に心配しますが、その点についてどうしても意見表明をするということはできないのですか。ごめんなさい、もう一回お願いします。

○佐々木喜一 副議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 議員がおっしゃられた協働の考え方については私も違いはございません。

ただ、5月のこの進め方、お話しされましたけれども、大変福祉事務所長として把握がまずかったのかなというふうに反省しておりますが、やはりきっちりお互いに意見交換をしながら、意見を述べて、何が必要で、このために私たちが何をしなければならないのかなというふうな、そういう観点の中で進めるべきだろうというふうには私も同感でございます。したがって、私どもでそういった点があったということについては、この場でおわびを申し上げながら、今後そういったことのないようにきっちり把握をして、そして市民の皆さんと一緒に話合いをしていくということが最も求められておりますので、そういった姿勢で進んでまいりたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

○佐々木喜一 副議長 1番立身議員。

○1番(立身万千子議員) 結局、目指すところは市の当局も県も市民も同じです。子供たちが伸び伸びと育つ、そして親も子も仲間がつくれて、先輩に出会える場所、そしてそこにいつもいるコーディネーター的な存在、集いの広場もママチャサロンも今、実践していただいていますけれども、そういう広場やサロンや遊びの広がる公園、さらに大人の目を離れて子供たちが遊べる安全なまちづくり、これが必要で、そのために市民と行政とが力を合わせることで協働だと私は思います。

だから、県が打ち出している将来ビジョンでは、これを見ていきますと、親子がますます引き離されていく、そういう方向ではないかと多くの市民が心配しています。子育ての楽しさを実感できるような地域の支えが一番欲しい、そう言われました。そして在宅育児はもちろんですが、働きながら行き届いた保育サービスを受けてはいても、保育園任せではなくて、家族の生活の中に子供を置くことの大切さを行政と市民と、そして何よりも企業経営者とがしっかりと確認し合ってこそ、協働が追求できるものだとは私は確信します。

今般、全国市町会の会長になった秋田市の佐竹市長は、テレビのインタビューに答えて、市町村の持ち出しを余儀なくされる県の子育てビジョンは問題があるとはっきり表明されました。我が横手市の五十嵐市長はそれをどうお考えか、お聞かせください。

○佐々木喜一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 いきなり振られまして、はい、ありがとうございます。

まず、先ほど議員は上意下達という言葉を使われました。上意下達は昔の話ではなくて、ついせんころまであった話で、今もややある話であります。

それは、あらゆる住民ニーズにかかわる、あるいは政策を形成する能力が一番上の方であった時代の話であります。今は必ずしもそうとは言えない。協働という言葉が示すとおり、むしろ一番市民に近いところにあるという判断に立つならば、上意下達はとてもしゃまな存在になってきている時代なのかなと思います。

そういう意味で、やはり国は国民というものを相手にし、県は県民を相手にすると言っているわけがありますけれども、どうも国民は対外的な部分で外国とのかかわりになると、日本国国民だという意識はするだろうけれども、日常はそんなことを思っている人は余りいないのではないかと。秋田県民においても、例えばどこかの高校が甲子園で活躍するとなると、秋田県民という意識はするかもしれないけれども、日常的にどうかなという感じがいたします。基本的には、ふだんは市民だという意識の中に生きておられると思います。そういう意味で、一番住民の方、市民の方に近い市の行政のあり方が最も重要な部分だという認識と誇りを我々はみんな持っているつもりであります。

そういう中で、どうしてもそういかない枠組みの中でみんなもがいている現状ではないかなと思います。これは何も子育ての問題に限ったことではなくて、あらゆる市政全般にわたってこの手の話はあるわけであります。道州制の話を持ち出すまでもなく、日常的にあることとございます。そういう難しい中で、我々は努力しながら、市民のための行政の一番の担い手は我々横手市なんだというふうな気構えと行動力を持ってこれからも頑張っていかなければならないと思います。そういう観点に立てば、子育て支援にかかわる税については、相当問題があると思っております。

以上です。

○佐々木喜一 副議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） ありがとうございます。

市長のお考えと、一番住民に密着しているのは、結局、国・県・市の中の市町村だということ、それは私も思います。ですから、その中で結局、地方分権というのは国では都合のいいように使っていますけれども、本当の意味の地方分権をやはり私たちが追求していかなければいけない時期なのではないかと私だけではなく思うと思います。例えば今の住民税もそうですね。定率減税が全廃された、そのせいで市町村まで来てしまったわけですし、それに関連して国保税もそうです。今の国民保護計画も黙っていればどんどん、今日も国会中継がありましたけれども、決められてしまう。国のやっていることとこの市町村は関係ないんだと、国と市は別物だというような形の方もいます。でも違います。これを今ほど密接に国の影響をもろに受けるこの住民の悲惨さ、これを受けとめている時期というのはないのではないかと私は思います。

そういう意味では、仕方がないのではなくて、地方から、どうやって住民の幸せのためにどう工夫をすればいいのか、そしてどう物申していけばいいのか、そこをやはりやっけない限りは、健康もそうですけれども、命も脅かされるそういう事態に今なっているということをまた訴えまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○佐々木喜一 副議長 これで一般質問を終了いたします。

---

◎報告第19号の上程、説明、質疑

○佐々木喜一 副議長 日程第2、報告第19号専決処分の報告について報告を求めます。

大森町区長。

○佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました報告第19号専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、車両事故による損害賠償の額及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

その内容について申し上げます。

事故の発生日時は、平成19年5月7日午前10時40分ごろであります。場所は、横手市大森町字大森79の2先路上であります。

被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります。大森地域局産業振興課職員が、車両の方向転換を行うために公用車をバックした際、後方確認不足により、駐車していた被害者の車両に衝突し破損させたものであります。

損害賠償額は13万6,710円であります。

過失割合は市が100%、損害賠償金につきましては、全額加入保険金で対応するものであります。よろしく願いいたします。

○佐々木喜一 副議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

これで報告第19号の報告を終わります。

---

◎報告第20号の上程、説明、質疑

○佐々木喜一 副議長 日程第3、報告第20号専決処分の報告について報告を求めます。

福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました報告第20号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決した内容なんですが、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をしたものでございます。

事故の内容なんですが、事故の発生日時が平成19年5月23日午後1時35分ごろでございます。

事故の発生場所は、横手市田中町1番横手市役所横手庁舎の市民広場前駐車場でございます。

被害者は、記載のとおりでございます。

事故の内容なのですが、東部環境保全センター事務補助員が、駐車場から出るために市公用車を後進させる際、後方確認不足により被害者の車両に衝突し破損させたものでございます。

損害賠償額が10万9,736円でございます。過失割合は市側が100%でございます。

以上で説明を終わります。

○佐々木喜一 副議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

これで報告第20号の報告を終わります。

---

#### ◎議案第121号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐々木喜一 副議長 日程第4、議案第121号財産の取得について議題といたします。

説明を求めます。

消防長。

○中山榮治 消防長 ただいま議題となりました議案第121号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在、横手市消防署において運営をしております高規格救急自動車更新のため購入することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は5社によります指名競争入札でございます。

購入金額は1,884万7,500円、落札率にしまして93%でございます。

購入の相手方は、横手市横手町字上真山144番地、秋田日産自動車株式会社横手店、店長藤原義弘氏でございます。

納入場所は横手市消防本部でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○佐々木喜一 副議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） せっかくですからお聞きします。

この救急車の更新、または消防車の更新でもいいんですけども、これは走行距離で更新をするのか、年別で何年たったから更新していくのか、そういうルールがあったら教えていただきたい。

○佐々木喜一 副議長 消防長。

○中山榮治 消防長 今回の救急車の更新につきましては、平成9年に購入したものでございまして、走行キロ数は十数万いっていますが、出動件数につきましては1万1,000件を現在超えておるところでございます。大体毎年平均して1,100件ぐらいの出動回数がございます。現在部品等の交換等も大変著

しく難しくなってございまして、また例年故障も多くなってまいりました。ということでございまして、今回更新をいたすということでございます。

なお、ポンプ自動車につきましては、大体タンク車については約20年近く、それからポンプ車については大体18年ぐらいを目安にして更新をしているということでございます。それできっぱり決めるというわけではなくて、故障等の関係もございまして、大体それを目安にする、こういうことでございます。以上でございます。

○佐々木喜一 副議長 ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐々木喜一 副議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎請願・陳情委員会付託

○佐々木喜一 副議長 日程第5、請願・陳情であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

---

#### ◎休会について

○佐々木喜一 副議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

委員会審査のため、明6月14日から6月21日までの8日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐々木喜一 副議長 異議なしと認めます。したがって、明6月14日から6月21日までの8日間休会することに決定いたしました。

6月22日は午前10時より本会議を開きます。

---

#### ◎散会の宣告

○佐々木喜一 副議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時09分 散 会

